



# 創業者広報活動支援補助金

長崎市内で創業する(した)方が、販路の拡大または開拓を目的として、事業内容の情報発信のために行うホームページの新設、広報誌等の作成、広報戦略の作成等に要する費用を一部補助します。

創業当初は、人件費や賃料、設備費などに費用がかかってしまい、つい広報宣伝を後回しにしていますか？  
顧客なければ利益なし！スピーディな情報発信で、ライバルに差をつけましょう！

**募集要件** お問い合わせは ☎095-829-1313 長崎市産業雇用政策課 立地創業係

<b>対象者</b>	次の要件を全て満たす方 1. 創業サポート長崎の支援を受けた方 2. 長崎市内で創業予定、又は創業して5年未満の法人または個人(個人は長崎市民に限る) 3. 事業所のホームページを未作成であること(ホームページ新設費用を申請するものについて) 4. 申請年度の末日までに創業していること
<b>補助経費</b>	1. 事業所のホームページやチラシ・パンフレット等の広報活動にかかる委託料 ※チラシ作成、広告等は一過性(単発)のものでないこと。 2. 広報戦略の作成にかかる委託料 3. 情報発信に係る指導又は助言を受けるために依頼した専門家に対する謝礼金及び旅費 補助限度額: 20万円 補助率: 3分の2
<b>申請期間</b>	令和6年1月31日まで(予算がなくなり次第終了します。)
<b>申請書類</b>	1. 補助金等交付申請書 2. 補助事業(収支)計画書 3. 完納証明書(非課税の場合は申立書) 4. ホームページやチラシ作成、広告掲載等の委託契約の見積書の写し 5. 創業サポート長崎の支援を受けた証明書 6. 役員等名簿(個人の場合は本人分を記載)
<b>実績報告</b>	1. 補助事業等実績報告書 2. 補助事業実施明細書 3. 登記簿謄本の原本(個人の場合は住民票の原本及び開業届出書の写し) 4. 新設したホームページを印刷した書類やチラシ等 5. 支払を確認できる領収書等の写し

## 申請の3ステップ

まず創業サポート長崎にご相談ください。(総合窓口 長崎市産業雇用政策課 ☎095-829-1313)

創業サポート長崎の支援機関が、創業に向けた事業計画書の作成などをお手伝いします。(無料)

※詳しくは、「創業サポート長崎」のチラシをご覧ください。

一定の支援を受けた方には、「特定創業支援等事業を受けた証明書」を発行します。

### 「特定創業支援等事業」とは？

→創業に必要な「経営」「財務」「販路拡大」「人材育成」の4つの知識が身に付けられる支援事業で、おおむね1か月以上の継続した支援のことをいいます。

例: 事業計画書の作成、個別相談、セミナー受講などが該当します。

「特定創業支援等事業」を受けた方は、他にもこんなメリットがあります

- ① 株式・合名・合資・合同会社設立時の登録免許税が軽減(軽減率2分の1)
- ② 創業関連保証が創業6か月前から利用可能
- ③ 新創業融資制度(日本政策金融公庫)における自己資金要件が緩和
- ④ 日本政策金融公庫における新規開業資金等の拡充

step

1

step

2

### 開業前後、創業者広報活動支援補助金の申請

・必ず、ホームページや印刷物等の作成着手前に、申請してください。

・創業サポート長崎の支援事業者から「特定創業支援等事業」を受け、事業計画書を作成済であること

・ホームページ作成や印刷等の発注は、長崎市の入札参加資格者で市内に本店のある事業者へ行うこと  
(詳しくはお尋ねください)

Step

3

### 実績報告書を確認し、補助金をお支払いします

※ホームページや印刷物等に創業サポート長崎のバナーの印刷やリンク貼付をお願いします。

※ホームページ新設や広告などの事業効果、経営状況などについて、後日、事業経過報告をお願いします。

創業サポート長崎

検索